

第16号議案

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年2月16日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，感染症や災害への対応力強化等に係る関係規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第9章（略） <u>第10章 雑則（第205条）</u> 附則 （指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条（略） 2（略） <u>3 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護</u>	目次 第1章～第9章（略） 附則 （指定地域密着型サービスの事業の一般原則） 第3条（略） 2（略）

改正後	改正前
<p><u>保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>第49条第4項第1号及び第153条第12項において同じ。</u>）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。<u>第49条第4項第2号において同じ。</u>）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。<u>第49条第4項第3号において同じ。</u>）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第49条第4項第4号において同じ。</u>）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。<u>第49条第4項第5号、第66条第1項、第67条、第84条第6項、第85条第3項及び第86条において同じ。</u>）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。<u>第49条第4項第6号、第66条</u></p>	<p>(定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所（指定居宅サービス等基準第121条第1項に規定する指定短期入所生活介護事業所をいう。<u>以下第153条第12項において同じ。</u>）</p> <p>(2) 指定短期入所療養介護事業所（指定居宅サービス等基準第142条第1項に規定する指定短期入所療養介護事業所をいう。）</p> <p>(3) 指定特定施設（指定居宅サービス等基準第174条第1項に規定する指定特定施設をいう。）</p> <p>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（第84条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）</p> <p>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所（第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。第66条第1項、第67条、第84条第6項、第85条第3項及び第86条において同じ。）</p> <p>(6) 指定地域密着型特定施設（第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。第66条第1項、第67条第1項</p>

改正後	改正前
<p>第1項, 第67条第1項及び第84条第6項において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。<u>第49条第4項第7号</u>, 第66条第1項, 第67条第1項及び第84条第6項において同じ。)</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。<u>第49条第4項第8号</u>及び第5章から第8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は, 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに, 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は, 適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から, 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じな</u></p>	<p>及び第84条第6項において同じ。)</p> <p>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設(第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。第66条第1項, 第67条第1項及び第84条第6項において同じ。)</p> <p>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(第193条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第5章から第8章までにおいて同じ。)</p> <p>(9)～(12) (略)</p> <p>6～12 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第33条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は, 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ごとに, 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>ればならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第34条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、</u> <u>感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡</u> <u>回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、</u> <u>及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業</u> <u>務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な</u> <u>措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・</u> <u>随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周</u> <u>知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業</u> <u>務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を</u> <u>行うものとする。</u> (衛生管理等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定</u> <u>期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生</u> <u>し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなけ</u> <u>ればならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における</u> <u>感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会</u> <u>(テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装</u> <u>置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を</u> <u>おおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、</u> <u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図るこ</u></p>	<p>(衛生管理等)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>と。</u></p> <p><u>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>(揭示)</p> <p>第36条 (略)</p> <p><u>2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項、第61条の17第1項及び第89条において「利用者等」という。)</u>が参加する場合にあっては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進</p>	<p>(揭示)</p> <p>第36条 (略)</p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第41条 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>会議に対して指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>(虐待の防止)</u></p> <p><u>第42条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第49条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合において</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>(訪問介護員等の員数)</p> <p>第49条 指定夜間対応型訪問介護の事業を行う者(以下「指定夜間対応型訪問介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定夜間対応型訪問介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(以下「夜間対応型訪問介護従業者」という。)の職種及び員数は、次のとおりとする。ただし、前条第2項ただし書の規定に基づきオペレーションセンターを設置しない場合において</p>

改正後	改正前
<p>は、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事す</u></p>	<p>は、オペレーションセンター従業者を置かないことができる。</p> <p>(1) オペレーションセンター従業者 オペレーター（指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>利用者からの通報を受け付ける業務に当たる従業者をいう。以下この章において同じ。）として1以上及び利用者の面接その他の業務を行う者として1以上確保されるために必要な数以上とする。<u>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、オペレーターは、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。</u></p> <p>(2) 定期巡回サービスを行う訪問介護員等 定期巡回サービスを行う訪問介護員等の員数は、交通事情、訪問頻度等を勘案し、利用者に適切に定期巡回サービスを提供するために必要な数以上とする。</p> <p>(3) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 随時訪問サービスを行う訪問介護員等の員数は、指定夜間対応型訪問介護を提供する時間帯を通じて<u>専ら</u>随時訪問サービスの提供に当たる訪問介護員等が1以上確保されるために必要な数以上とする。<u>ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p>2 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>ることができる。</u></p> <p><u>4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。</u></p> <p><u>(1) 指定短期入所生活介護事業所</u></p> <p><u>(2) 指定短期入所療養介護事業所</u></p> <p><u>(3) 指定特定施設</u></p> <p><u>(4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>(5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所</u></p> <p><u>(6) 指定地域密着型特定施設</u></p> <p><u>(7) 指定地域密着型介護老人福祉施設</u></p> <p><u>(8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所</u></p> <p><u>(9) 指定介護老人福祉施設</u></p> <p><u>(10) 介護老人保健施設</u></p> <p><u>(11) 指定介護療養型医療施設</u></p> <p><u>(12) 介護医療院</u></p> <p><u>5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。</u></p> <p><u>6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第57条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており、他の指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。</u></p>	<p>(運営規程)</p> <p>第57条 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第58条 (略)</p> <p>2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所ごとに、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の訪問介護員等によって定期巡回サービス及び随時訪問サービスを提供しなければならない。ただし、<u>随時訪問サービスについては、他の指定訪問介護事業所との連携を図ることにより当該指定夜間対応型訪問介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、当該他の指定訪問介護事業所の訪問介護員等に行わせることができる。</u></p>

改正後	改正前
<p>3 前項本文の規定にかかわらず、<u>オペレーションセンターサービスについては、市長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、複数の指定夜間対応型訪問介護事業所との契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けられることができる。</u></p>	<p>3 前項の規定にかかわらず、<u>指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第34条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し、適切と認める範囲内において、定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる。</u></p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>(地域との連携等)</p>
<p>(地域との連携等)</p>	<p>(地域との連携等)</p>
<p>第59条 (略)</p>	<p>第59条 (略)</p>
<p>2 <u>指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。</u></p>	<p>(準用)</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第61条 第11条から第24条まで、第29条、第30条、<u>第3</u></p>	<p>第61条 第11条から第24条まで、第29条、第30条、<u>第3</u></p>

改正後	改正前
<p><u>4条の2から第40条まで及び第42条から第43条までの規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項、第21条、<u>第34条の2第2項、第35条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第16条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第29条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第61条の13 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、<u>当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に</p>	<p><u>5条から第40条まで、第42条及び第43条の規定は、夜間対応型訪問介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項、第21条、第35条第1項及び第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「夜間対応型訪問介護従業者」と、第16条中「計画作成責任者」とあるのは「オペレーションセンター従業者（オペレーションセンターを設置しない場合にあつては、訪問介護員等）」と、第29条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「訪問介護員等」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護（随時対応サービスを除く。）」とあるのは「夜間対応型訪問介護」と読み替えるものとする。</u></p> <p>（運営規程）</p> <p>第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>（勤務体制の確保等）</p> <p>第61条の13 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(非常災害対策)</p> <p>第61条の15 (略)</p> <p>2 <u>指定地域密着型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第61条の16 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第61条の15 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第61条の16 (略)</p> <p>2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p>

改正後	改正前
<p>(地域との連携等)</p> <p>第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)</u>(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第61条の20 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、<u>第34条の2</u>、第36条から第40条まで、<u>第42条の2</u>、第43条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第61条の20 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」と、<u>第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第61条の20の3 第11条から第15条まで、第17条から第</p>

改正後	改正前
<p>20条まで、第22条、第24条、第30条、<u>第34条の2</u>、第36条から第40条まで、<u>第42条の2</u>、第43条、第55条、第61条の2、第61条の4及び第61条の5第4項並びに前節（第61条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条第1項において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、<u>第34条の2第2項</u>、<u>第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号</u>中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項、<u>第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事</p>	<p>20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第55条、第61条の2、第61条の4及び第61条の5第4項並びに前節（第61条の20を除く。）の規定は、共生型地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「運営規程（第61条の12に規定する運営規程をいう。第36条において同じ。）」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護の提供に当たる従業者（以下「共生型地域密着型通所介護従業者」という。）」と、第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の5第4項中「前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項の設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）」とあるのは「共生型地域密着型通所介護事業者が共生型地域密着型通所介護事業者の設備を利用し、夜間及び深夜に共生型地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合」と、第61条の9第4号、第61条の10第5項及び<u>第61条の13第3項</u>中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「共生型地域密着型通所介護従業者」と、第61条の19第2項第2号中「次条において準用する第22条第2項」とあるのは「第22条第2項」と、同項第3号中「次条において準用する第30条」とあるのは「第30条」と、同項第4号中「次条において準用する第40条第2項」とあるのは「第40条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事</p>

改正後	改正前
<p>業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u> (次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、<u>第34条の2</u>、第36条から第40条まで、<u>第42条の2</u>、第43条、第61条の7(第3項第2号を除く。)、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、<u>第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と</u>、第36条第1項中「運営規程」とあるのは「第61条の34に規定する重要事項に関する規程」と、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する</p>	<p>業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(安全・サービス提供管理委員会の設置)</p> <p>第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(次項において「委員会」という。)を設置しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第61条の38 第12条から第15条まで、第18条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第61条の7(第3項第2号を除く。)、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第36条中「運営規程」とあるのは「第61条の34に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じ</p>

改正後	改正前
<p>者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第66条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（<u>第68条第1項において「本体事業所等」という。</u>）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第10条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症</p>	<p>て」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第66条 指定認知症対応型共同生活介護事業所若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定認知症対応型通所介護（以下「共用型指定認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定認知症対応型通所介護事業者が共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第10条第1項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定認知症対応型通所介護の事業と共用型指定介護予防認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定介護予防認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定認知症対応型通所介護又は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を</p>

改正後	改正前
<p>対応型通所介護の利用者。次条において同じ。) の数を合計した数について、第112条、第132条若しくは第153条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7項、<u>第112条第9項</u>及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるも</p>	<p>合計した数について、第112条、第132条若しくは第153条又は指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条に規定する従業者の員数を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第67条 (略)</p> <p>2 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型サービス、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。以下同じ。)、指定地域密着型介護予防サービス(法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスをいう。以下同じ。)若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。)若しくは指定介護療養型医療施設の運営(第84条第7項及び第193条第8項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第68条 共用型指定認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるも</p>

改正後	改正前
<p>のとする。<u>なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u></p> <p>2 (略) (運営規程)</p> <p>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u> (準用)</p> <p>第82条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、<u>第34条の2</u>、第36条から第40条まで、<u>第42条の2</u>、第43条、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第61条の13第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の1</u></p>	<p>のとする。</p> <p>2 (略) (運営規程)</p> <p>第75条 指定認知症対応型通所介護事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) (略)</u> (準用)</p> <p>第82条 第11条から第15条まで、第17条から第20条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第43条、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定認知症対応型通所介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第75条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、<u>第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする。</u></p>

改正後			改正前		
<p>8第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>			<p>(従業者の員数等)</p> <p>第84条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。</p>		
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p>	<p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院</p>	<p>介護職員</p>
<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型</p>	<p>看護師又は准看護師</p>	<p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p>	<p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型</p>	<p>看護師又は准看護師</p>

改正後		改正前	
	通所介護事業所又は指定認知症対応型通所介護事業所		通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設
7～13 (略) (管理者)		7～13 (略) (管理者)	
第85条 (略)		第85条 (略)	
2 (略)		2 (略)	
3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、 <u>第113条第3項</u> 、 <u>第114条</u> 及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (心身の状況等の把握)		3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター（老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。）、介護老人保健施設、介護医療院、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所（第195条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）等の従業者又は訪問介護員等（介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、 <u>第113条第2項</u> 、 <u>第114条</u> 及び第195条において同じ。）として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型サービス基準第64条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでなければならない。 (心身の状況等の把握)	
第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第95条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計		第89条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員（第84条第12項の規定により介護支援専門員を配置していないサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第95条において同じ。）が開催するサービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計	

改正後	改正前
<p>画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第102条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第103条 (略)</p> <p><u>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通</u></p>	<p>画の作成のために居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。）の担当者を招集して行う会議をいう。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第102条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>（定員の遵守）</p> <p>第103条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第110条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、<u>第34条の2</u>、第36条から第40条まで、第42条から<u>第43条まで</u>、第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「<u>第33条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第102条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、<u>同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第5章第4節</u>」と、第61条の13第3項<u>及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」という。）が当該事業を行う事業所（以下「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「<u>介護従業者</u>」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護</p>	<p>(準用)</p> <p>第110条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、<u>第43条</u>、第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17の規定は、指定小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「<u>第33条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第102条に規定する重要事項に関する規程</u>」と、「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、<u>第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第5章第4節</u>」と、第61条の13第3項中「<u>地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第112条 指定認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」という。）が当該事業を行う事業所（以下「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>」という。）ごとに置くべき指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「<u>介護従業者</u>」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護</p>

改正後	改正前
<p>従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第115条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。<u>以下この項において同じ。</u>）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの</p>	<p>従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定認知症対応型共同生活介護事業者が指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定認知症対応型共同生活介護の事業と指定介護予防認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型介護予防サービス基準条例第72条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定認知症対応型共同生活介護又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第115条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、<u>共同生活住居</u>ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成</p>

改正後	改正前
<p>利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>指定認知症対応型共同生活介護事業所</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型サービス基準第90条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p>10 (略)</p> <p>11 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第113条 (略)</p> <p>2 <u>前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p>	<p>に関し知識及び経験を有する者であって認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該<u>共同生活住居</u>における他の職務に従事することができるものとする。</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>10 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第113条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>3</u> (略)</p> <p>第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)</u>とする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第119条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>次に掲げるいずれかの評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) <u>外部の者による評価</u></p> <p>(2) <u>第130条において準用する第61条の17第1項に規定する運営推進会議における評価</u></p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定</p>	<p><u>2</u> (略)</p> <p>第115条 指定認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1又は2</u>とする。<u>ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針)</p> <p>第119条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>8 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に<u>外部の者による評価</u>を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第123条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定</p>

改正後	改正前
<p>居宅サービス、指定地域密着型サービス<u>(サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。)</u>、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第124条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第125条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)</u>に対し、<u>認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業</u></p>	<p>居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第124条 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第125条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第130条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, <u>第34条の2</u>, 第36条から第38条まで, 第40条, 第42条から<u>第43条まで</u>, 第61条の11, 第61条の16, 第61条の17第1項から第4項まで, 第101条, 第104条及び第106条の規定は, 指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第11条第1項中「<u>第33条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第124条に規定する重要事項に関する規程</u>」と, <u>同項, 第34条の2第2項, 第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>, 第61条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第6章第4節</u>」と, <u>第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>, 第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第101条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と, 第104条中「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は, 身体的拘束等の適正化を図るため, 次に掲げる措置を講じなければなら</p>	<p>(準用)</p> <p>第130条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, 第36条から第38条まで, 第40条, 第42条, <u>第43条</u>, 第61条の11, 第61条の16, 第61条の17第1項から第4項まで, 第101条, 第104条及び第106条の規定は, 指定認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第11条第1項中「<u>第33条に規定する運営規程</u>」とあるのは「<u>第124条に規定する重要事項に関する規程</u>」と, 「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と, <u>第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>, 第61条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第6章第4節</u>」と, 第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>認知症対応型共同生活介護について知見を有する者</u>」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第101条中「<u>小規模多機能型居宅介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護従業者</u>」と, 第104条中「<u>指定小規模多機能型居宅介護事業者</u>」とあるのは「<u>指定認知症対応型共同生活介護事業者</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針)</p> <p>第140条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は, 身体的拘束等の適正化を図るため, 次に掲げる措置を講じなければなら</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p>(10) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 <u>指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、</u></p>	<p>い。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第147条 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、指定地域密着型特定施設ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第148条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、地域密着型特定施設従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第151条 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, <u>第34条の2</u>, 第36条から第40条まで, 第42条から第43条まで, 第61条の11, 第61条の15, 第61条の16, 第61条の17第1項から第4項まで及び第101条の規定は, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, <u>第34条の2第2項</u>, 第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と, 第61条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と, <u>第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と, 第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者</u>」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は, 次のとおりとする。<u>ただし, 他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって, 入所者の処遇に支障がないときは, 第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u> 1以上</p>	<p>(準用)</p> <p>第151条 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, 第36条から第40条まで, 第42条, <u>第43条</u>, 第61条の11, 第61条の15, 第61条の16, 第61条の17第1項から第4項まで及び第101条の規定は, 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において, 第36条中「<u>定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設従業者</u>」と, 第61条の11第2項中「この節」とあるのは「<u>第7章第4節</u>」と, 第61条の17第1項中「<u>地域密着型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者</u>」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数)</p> <p>第153条 指定地域密着型介護老人福祉施設に置くべき従業者の員数は, 次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 栄養士 1以上</p>

改正後	改正前
<p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>	<p>(5)・(6) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設の従業者は、専ら当該指定地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第180条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第189条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u></p> <p>4～7 (略)</p> <p>8 第1項第2号及び第4号から第6号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設生活相談員，<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>，機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員，<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) 介護医療院 <u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は介護支援専門員 9～12 （略）</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。），指定短期入所生活介護事業所等，指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員，<u>栄養士若しくは管理栄養士</u>又は機能訓練指導員により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p> <p>14～17 （略） （指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）</p> <p>第159条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を</p>	<p>(1) 指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設栄養士，機能訓練指導員又は介護支援専門員</p> <p>(2) 介護老人保健施設 支援相談員，栄養士，理学療法士，作業療法士若しくは言語聴覚士又は介護支援専門員</p> <p>(3) 病院 栄養士（病床数100以上の病院の場合に限る。）又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）</p> <p>(4) 介護医療院 栄養士又は介護支援専門員 9～12 （略）</p> <p>13 指定地域密着型介護老人福祉施設に指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。），指定短期入所生活介護事業所等，指定地域密着型通所介護事業所又は併設型指定認知症対応型通所介護の事業を行う事業所若しくは指定地域密着型介護予防サービス基準条例第7条第1項に規定する併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業を行う事業所が併設される場合においては，当該併設される事業所の生活相談員，<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>については，当該指定地域密着型介護老人福祉施設の生活相談員，<u>栄養士又は機能訓練指導員</u>により当該事業所の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは，これを置かないことができる。</p> <p>14～17 （略） （指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針）</p> <p>第159条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 指定地域密着型介護老人福祉施設は，身体的拘束等の適正化を</p>

改正後	改正前
<p>図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第160条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議（<u>テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。</u>）をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 (略)</p> <p>(<u>栄養管理</u>)</p> <p>第165条の2 <u>指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(<u>口腔衛生の管理</u>)</p>	<p>図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>7 (略)</p> <p>(地域密着型施設サービス計画の作成)</p> <p>第160条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議（入所者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たる他の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下この章において同じ。）の開催、担当者に対する照会等により、当該地域密着型施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。</p> <p>7～12 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>第165条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。</u></p> <p>(運営規程)</p> <p>第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第171条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p>	<p>(運営規程)</p> <p>第170条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第171条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(衛生管理等)</p>

改正後	改正前
<p>第173条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに<u>感染症の予防及びまん延の防止のための訓練</u>を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次の各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p>	<p>第173条 (略)</p> <p>2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、当該指定地域密着型介護老人福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、<u>次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第177条 指定地域密着型介護老人福祉施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、<u>次に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(準用)</p>

改正後	改正前
<p>第179条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, <u>第34条の2</u>, 第36条, 第38条, 第40条, <u>第42条の2</u>, 第43条, 第61条の11, 第61条の15及び第61条の17第1項から第4項までの規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と, <u>同項, 第34条の2第2項, 第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と</u>, 第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し,」とあるのは「入所の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, 第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は, 次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は, いずれかのユニットに属するものとし, 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし, 一のユニットの入居定員は, <u>原則としておおむね10人以下とし, 15人を超えないものとする。</u></p> <p>(ウ) 一の居室の床面積等は, <u>10.65平方メートル以上と</u></p>	<p>第179条 第11条, 第12条, 第14条, 第15条, 第24条, 第30条, 第36条, 第38条, 第40条, 第43条, 第61条の11, 第61条の15及び第61条の17第1項から第4項までの規定は, 指定地域密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において, 第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第170条に規定する重要事項に関する規程」と, 「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と, 第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し,」とあるのは「入所の際に」と, 同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは, 要介護認定」とあるのは「要介護認定」と, <u>第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と</u>, 第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第4節」と, 第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と読み替えるものとする。</p> <p>第182条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の設備の基準は, 次のとおりとする。</p> <p>(1) ユニット</p> <p>ア 居室</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 居室は, いずれかのユニットに属するものとし, 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし, 一のユニットの入居定員は, <u>おおむね10人以下としなければならない。</u></p> <p>(ウ) 一の居室の床面積等は, <u>次のいずれかを満たすこと。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>すること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めてお</p>	<p>a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあつては、21.3平方メートル以上とすること。</u></p> <p>b <u>ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u></p> <p>(エ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針)</p> <p>第184条 (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>9 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第188条 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めてお</p>

改正後	改正前
<p>かなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p><u>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第189条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、<u>第34条の2</u>、第36条、第38条、第40条、<u>第42条の2</u>、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域</p>	<p>かなければならない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第189条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</p> <p>(準用)</p> <p>第191条 第11条、第12条、第14条、第15条、第24条、第30条、第36条、第38条、第40条、第43条、第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで、第155条から第157条まで、第160条、第163条、第165条から第169条まで及び第173条から第178条までの規定は、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設について</p>

改正後	改正前
<p>密着型介護老人福祉施設について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、同項、<u>第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と</u>、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第193条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居</p>	<p>準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第188条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と、第15条第1項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供の開始に際し、」とあるのは「入居の際に」と、同条第2項中「指定居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定」とあるのは「要介護認定」と、<u>第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と</u>、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第8章第5節」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、第169条中「第160条」とあるのは「第191条において準用する第160条」と、同条第5号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同条第6号中「第179条」とあるのは「第191条」と、同条第7号中「第177条第3項」とあるのは「第191条において準用する第177条第3項」と、第178条第2項第2号中「第157条第2項」とあるのは「第191条において準用する第157条第2項」と、同項第3号中「第159条第5項」とあるのは「第184条第7項」と、同項第4号及び第5号中「次条」とあるのは「第191条」と、同項第6号中「前条第3項」とあるのは「第191条において準用する前条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第193条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p>11 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、登録者に係る居</p>

改正後	改正前
<p>宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>第7項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>12～14 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、<u>第34条の2</u>、第36条から第40条まで、第42条から<u>第43条まで</u>、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第34条の2第2項、第36条第1項並びに第42条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13 <u>第3項及び第4項並びに第61条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第91</p>	<p>宅サービス計画及び看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に専ら従事する介護支援専門員を置かなければならない。ただし、当該介護支援専門員は、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する<u>前項各号に掲げる施設等の職務に従事することができる。</u></p> <p>12～14 (略)</p> <p>(準用)</p> <p>第204条 第11条から第15条まで、第22条、第24条、第30条、第36条から第40条まで、第42条、<u>第43条</u>、第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17、第89条から第92条まで、第95条から第97条まで、第99条、第100条、第102条から第106条まで及び第108条の規定は、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条に規定する運営規程」とあるのは「第204条において準用する第102条に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、<u>第36条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、第89条中「第84条第12項」とあるのは「第193条第13項」と、第91条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあ</p>

改正後	改正前
<p>条及び第99条中「小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p> <p>第10章 雑則 (電磁的記録等)</p> <p>第205条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第14条第1項(第61条、第61条の20、第61条の20の3、第61条の38、第82条、第110条、第130条、第151条、第179条、第191条及び第204条において準用する場合を含む。)、第117条第1項、第138条第1項及び第157条第1項(第191条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</p> <p>2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</p>	<p>るのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第108条中「第84条第6項」とあるのは「第193条第7項各号」と読み替えるものとする。</p>

(芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)
 第2条 芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年芦屋市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第4章（略） <u>第5章 雑則（第93条）</u> 附則 （指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 第3条（略） 2（略） <u>3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>4 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> （従業者の員数）	目次 第1章～第4章（略） 附則 （指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則） 第3条（略） 2（略） （従業者の員数）

改正後	改正前
<p>第10条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第46条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第46条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設（第12条第1項において「本体事業所等」という。）の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第66条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症</p>	<p>第10条 指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）若しくは指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（第73条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。次条において同じ。）の居間若しくは食堂又は指定地域密着型特定施設（指定地域密着型サービス基準条例第131条第1項に規定する指定地域密着型特定施設をいう。次条及び第46条第6項において同じ。）若しくは指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービス基準条例第152条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。次条及び第46条第6項において同じ。）の食堂若しくは共同生活室において、これらの事業所又は施設の利用者、入居者又は入所者とともに行う指定介護予防認知症対応型通所介護（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護」という。）の事業を行う者（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、当該利用者、当該入居者又は当該入所者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者（当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が共用型指定認知症対応型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第66条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業と共用型指定認知症対応型通所介護（同項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における共用型指定介護予防認知症対応型通所介護又は共用型指定認知症対応型通所介護の利用者。次条において同じ。）の数を合計</p>

改正後	改正前
<p>対応型通所介護の利用者。次条において同じ。)の数を合計した数について、第73条又は指定地域密着型サービス基準条例第112条、第132条若しくは第153条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。)の運営(第46条第7項及び第73条第9項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第12条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、</p>	<p>した数について、第73条又は指定地域密着型サービス基準条例第112条、第132条若しくは第153条の規定を満たすために必要な数以上とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用定員等)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス(法第41条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密着型サービス(法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若しくは指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第46条第6項において同じ。)の運営(第46条第7項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経験を有する者でなければならない。</p> <p>(管理者)</p> <p>第12条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、</p>

改正後	改正前
<p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。<u>なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p>	<p>共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(運営規程)</p> <p>第29条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第30条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>(業務継続計画の策定等)</u></p> <p><u>第30条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><u>3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u></p> <p><u>(非常災害対策)</u></p> <p>第32条 (略)</p> <p><u>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p><u>(衛生管理等)</u></p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、当該指定介護予</p>

改正後	改正前
<p>防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</p> <p>(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</p> <p>（揭示）</p> <p>第34条（略）</p> <p>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</p> <p>（虐待の防止）</p> <p>第39条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従</p>	<p>防認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u></p> <p>（揭示）</p> <p>第34条（略）</p>

改正後	改正前
<p><u>業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u></p> <p>(地域との連携等)</p> <p>第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会 <u>(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この項及び第51条において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)</u> (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>	<p>(地域との連携等)</p> <p>第41条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会 (以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(従業者の員数等)</p> <p>第46条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p>

改正後			改正前		
6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。			6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているときは、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。		
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 、 <u>介護老人保健施設</u> 、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）又は介護医療院	介護職員
当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所 <u>又は</u> 指定認知症対応型通所介護事業所	看護師又は准看護師	当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合	前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、 <u>指定認知症対応型通所介護事業所</u> 、 <u>指定介護老人福祉施設</u> 又は <u>介護老人保健施設</u>	看護師又は准看護師
7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第			7 第1項の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第193条第		

改正後	改正前
<p>1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第74条第3項</u>及び第75条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでな</p>	<p>1 項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)により設置される当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所以外の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(同項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)であって当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に対して指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に係る支援を行うもの(以下「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。)に置くべき訪問サービスの提供に当たる介護予防小規模多機能型居宅介護従業者については、本体事業所の職員により当該サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者の処遇が適切に行われると認められるときは、1人以上とすることができる。</p> <p>8～13 (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第47条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター(老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをいう。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス基準第173条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者又は訪問介護員等(介護福祉士又は法第8条第2項に規定する政令で定める者をいう。次条、<u>第74条第2項</u>及び第75条において同じ。)として3年以上認知症である者の介護に従事した経験を有する者であって、指定地域密着型介護予防サービス基準第45条第3項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了しているものでな</p>

改正後	改正前
<p>ればならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第46条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第69条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあつては、<u>テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。</u>)をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第60条 (略)</p> <p>2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地</p>	<p>ればならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第51条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、介護支援専門員(第46条第12項の規定により、介護支援専門員を配置していないサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、本体事業所の介護支援専門員。以下この条及び第69条において同じ。)が開催するサービス担当者会議(介護支援専門員が指定介護予防サービス等の利用に係る計画の作成のために指定介護予防サービス等の利用に係る計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者を招集して行う会議をいう。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第59条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p>(定員の遵守)</p> <p>第60条 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあつては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。</u></p> <p>（準用）</p> <p>第67条 第13条から第17条まで、第23条、第25条、第26条、第28条、第30条、<u>第30条の2</u>、第33条から第41条まで（<u>第39条第4項を除く。</u>）の規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、<u>同項、第30条第3項及び第4項、第30条の2第2項、第33条第2項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第28条第2項中「この節」とあるのは「第3章第4節」と、第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>（準用）</p> <p>第67条 第13条から第17条まで、第23条、第25条、第26条、第28条、第30条、<u>第33条から第38条まで、第39条（第4項を除く。）</u>から第41条までの規定は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第59条に規定する重要事項に関する規程」と、「<u>介護予防認知症対応型通所介護従業者</u>」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護従業者</u>」と、第28条第2項中「この節」とあるのは「<u>第3章第4節</u>」と、<u>第30条第3項及び第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と</u>、第41条第1項中「<u>介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者</u>」とあるのは「<u>介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者</u>」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「<u>通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況</u>」と読み替えるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(従業者の員数)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第111条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第76条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。以下この項において同じ。）を行わせるために必要な数以上とする。<u>ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であつて、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事</u></p>	<p>(従業者の員数)</p> <p>第73条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業を行う者（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」という。）ごとに置くべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「介護従業者」という。）の員数は、当該事業所を構成する共同生活住居ごとに、夜間及び深夜の時間帯以外の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる介護従業者を、常勤換算方法で、当該共同生活住居の利用者（当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が指定認知症対応型共同生活介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第112条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業と指定認知症対応型共同生活介護（指定地域密着型サービス基準条例第111条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあつては、当該事業所における指定介護予防認知症対応型共同生活介護又は指定認知症対応型共同生活介護の利用者。以下この条及び第76条において同じ。）の数が3又はその端数を増すごとに1以上とするほか、夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務（夜間及び深夜の時間帯に行われる勤務（宿直勤務を除く。）をいう。）を行わせるために必要な数以上とする。</p>

改正後	改正前
<p><u>業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。</u></p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 <u>第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、指定地域密着型介護予防サービ</u></p>	<p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、保健医療サービス又は福祉サービスの利用に係る計画の作成に関し知識及び経験を有する者であって介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成を担当させるのに適当と認められるものを専らその職務に従事する計画作成担当者としなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該共同生活住居における他の職務に従事することができるものとする。</u></p> <p>6～8 (略)</p>

改正後	改正前
<p><u>ス基準第70条第6項に規定する厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。</u></p> <p><u>10</u> (略)</p> <p><u>11</u> (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第74条 (略)</p> <p><u>2</u> 前項本文の規定にかかわらず、<u>共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。</u></p> <p><u>3</u> (略)</p> <p>第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1以上3以下(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあつては、1又は2)</u>とする。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業</p>	<p>9 (略)</p> <p><u>10</u> (略)</p> <p>(管理者)</p> <p>第74条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第76条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、共同生活住居を有するものとし、その数は<u>1又は2</u>とする。<u>ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。</u></p> <p>2～7 (略)</p> <p>(身体的拘束等の禁止)</p> <p>第80条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p>

改正後	改正前
<p>者その他の従業者に周知徹底を図ること。</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービス <u>(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。)</u> の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。<u>その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）</u> に対し、認知症介護に</p>	<p>(2)・(3) (略)</p> <p>(管理者による管理)</p> <p>第81条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サービス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの事業を行う事業所、病院、診療所又は社会福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第82条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住居ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第83条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p><u>係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>(準用)</p> <p>第88条 第13条, 第14条, 第16条, 第17条, 第25条, 第26条, 第28条, <u>第30条の2</u>, 第33条から第36条まで, 第38条から第41条まで(第39条第4項及び第41条第5項を除く。), 第58条, 第61条及び第63条の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と, <u>同項, 第30条の2第2項, 第33条第2項第1号及び第3号, 第34条第1項並びに第39条の2第1号及び第3号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>, 第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と, 第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)</p> <p>第89条 (略)</p>	<p>(準用)</p> <p>第88条 第13条, 第14条, 第16条, 第17条, 第25条, 第26条, 第28条, 第33条から第36条まで, <u>第38条, 第39条(第4項を除く。), 第40条, 第41条(第5項を除く。)</u>, 第58条, 第61条及び第63条の規定は, 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この場合において, 第13条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第82条に規定する重要事項に関する規程」と, 「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第28条第2項中「この節」とあるのは「第4章第4節」と, <u>第34条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と</u>, 第41条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と, 「6月」とあるのは「2月」と, 第58条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と, 第61条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。</p> <p>(指定介護予防認知症対応型共同生活介護の基本取扱方針)</p> <p>第89条 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に次に掲げるいずれかの評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(1) 外部の者による評価</p> <p>(2) 前条において準用する第41条第1項に規定する運営推進会議における評価</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p><u>第93条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第16条第1項（第67条及び第88条において準用する場合を含む。）及び第78条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、<u>交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面</u></p>	<p>2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p>

改正後	改正前
<p>に代えて、電磁的方法（電子的方法，磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は令和3年4月1日から施行する。
（虐待の防止に係る経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間，第1条の規定による改正後の芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第42条の2（第61条，第61条の20，第61条の20の3，第61の38，第82条，第110条，第130条，第151条，第179条，第191条及び第204条において準用する場合を含む。）並びに第2条の規定による改正後の芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第39条の2（第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし，新地域密着型サービス基準条例第33条，第57条，第61条の12（第61条の20の3において準用する場合を含む。），第61条の34，第75条，第102条（第204条において準用する場合を含む。），第124条，第147条，第170条及び第188条並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第29条，第59条及び第82条の規定の適用については，これらの規定中「，次に」とあるのは「，虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに，次に」と，「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。
（業務継続計画の策定等に係る経過措置）
- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間，新地域密着型サービス基準条例第34条の2（第61条，第61条の20，第61条の20の3，第61条の38，第82条，第110条，第130条，第151条，第179条，第191条及び第204条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第30条の2（第67条及び第88条において準用する場合を含む。）の規定の適用については，これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と，「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と，「行うものとする。」とあるのは「行うよう努めるものとする。」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第35条第3項(第61条において準用する場合を含む。)及び第61条の16第2項(第61条の20の3,第61条の38,第82条,第110条,第130条,第151条及び第204条において準用する場合を含む。)並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第33条第2項(第67条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第61条の13第3項(第61条の20の3,第61条の38,第82条,第110条及び第204条において準用する場合を含む。),第125条第3項,第148条第4項,第171条第3項及び第189条第4項並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第30条第3項(第67条において準用する場合を含む。)及び第83条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の日以降,当分の間,入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は,新地域密着型サービス基準条例第153条第1項第3号ア及び第189条第2項の基準を満たすほか,ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み,この条例の施行の後に増築され,又は全面的に改築された部分を除く。)の居室,療養室又は病室(以下この項において「居室等」という。)であって,この条例による改正前の芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員,設備及び運営に関する基準等を定める条例第182条第1項第1号ア(ウ) bの規定の要件を満たしている居室等については,なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間,新地域密着型サービス基準条例第165条の2(第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

- 9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間,新地域密着型サービス基準条例第165条の3(第191条において準用する場合を含む。)の規定の適用については,これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)

10 この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間、新地域密着型サービス基準条例第177条第1項（第191条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

11 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新地域密着型サービス基準条例第173条第2項第3号（第191条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

参 照

芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例及び芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い，感染症や災害への対応力強化等に係る関係規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 総則

指定地域密着型サービスの事業の一般原則（第3条関係）

次の(ア)及び(イ)の規定を追加する。

(ア) 利用者の人権の擁護，虐待の防止等の観点から，事業者に対し，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じることを義務付ける。

(イ) 事業者は，各サービスの提供に当たり，介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととする。

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(ア) 運営規程（第33条関係）

事業の運営について定めておかなければならない重要事項に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する。

(イ) 勤務体制の確保等（第34条関係）

適切なサービスの提供を確保する観点から，事業者に対し，ハラスメント

を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることを義務付ける。

(ウ) 業務継続計画の策定等（第34条の2関係）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a 業務継続計画の策定b 定期的な研修及び訓練c 定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更 |
|---|

(エ) 衛生管理等（第35条関係）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">a おおむね6月に1回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用を可能とする。）の開催及び結果の周知b 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備c 定期的な研修及び訓練 |
|--|

(オ) 掲示（第36条関係）

運営規程等の重要事項について、書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとする。

(カ) 地域との連携等（第41条関係）

事業所が開催する介護・医療連携推進会議（※）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用しての実施を認めることとする。

※ 介護・医療連携推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される協議会をいう。

(キ) 虐待の防止（第42条の2関係）

虐待の発生又はその再発を防止する取組の徹底を求める観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- a 定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を可能とする。）の開催及び結果の周知
- b 虐待の防止のための指針の整備
- c 定期的な研修
- d (a)～(c)を適切に実施するための担当者の選任

ウ 夜間対応型訪問介護

(ア) 訪問介護員等の員数（第49条関係）

事業所のオペレーター（※）について、利用者の処遇、サービスの提供に支障がない場合には以下のa又はbの職員との兼務を可能とする。

※ オペレーターとは、サービスを提供する時間帯を通じて利用者からの通報を受け付ける業務に当たる者をいう。

a 同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の職員

- (a) 短期入所生活介護事業所
- (b) 短期入所療養介護事業所
- (c) 特定施設
- (d) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (e) 認知症対応型共同生活介護事業所
- (f) 地域密着型特定施設
- (g) 地域密着型介護老人福祉施設
- (h) 看護小規模多機能型居宅介護事業所
- (i) 介護老人福祉施設
- (j) 介護老人保健施設
- (k) 介護療養型医療施設
- (l) 介護医療院

b 随時訪問サービスを行う訪問介護員（この場合においては、事業所に随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことを可能とする。）

(イ) 運営規程（第57条関係）

イ(ア)に同じ。

(ウ) 勤務体制の確保等（第58条関係）

次のa，b及びcの規定を追加する。

a 他の訪問介護事業所，定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に，事業を一部委託することを可能とする。

b 複数の事業所間で、オペレーションセンターサービス（通報の受付）を集約化することを可能とする。

c イ(イ)に同じ。

(エ) 地域との連携等（第59条関係）

事業所と同一の建物に居住する利用者に対してサービスの提供を行う場合には、当該建物に居住する利用者以外に対してもサービスの提供を行うよう努めなければならないこととする。

エ 地域密着型通所介護

(ア) 運営規程（第61条の12関係）

イ(ア)に同じ。

(イ) 勤務体制の確保等（第61条の13関係）

次のa及びbの規定を追加する。

a 認知症への対応力向上に向けた取組を推進する観点から、事業者に対し、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう義務付ける。

b イ(イ)に同じ。

(ウ) 非常災害対策（第61条の15関係）

災害時を想定した避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(エ) 衛生管理等（第61条の16関係）

イ(エ)に同じ。

(オ) 地域との連携等（第61条の17関係）

事業所が開催する運営推進会議（※）について、イ(カ)に同じ。

※ 運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、当該サービスについて知見を有する者等により構成される協議会をいう。

オ 療養通所介護

(ア) 運営規程（第61条の34関係）

イ(ア)に同じ。

(イ) 安全・サービス提供管理委員会の設置（第61条の36関係）

事業所が開催する安全・サービス提供管理委員会（※）について、イ(カ)に同じ。

※ 安全・サービス提供管理委員会とは、地域の医療関係者、保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他当該サービスの安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者等により構成される委員会をいう。

カ 認知症対応型通所介護

(ア) 管理者（第68条関係）

共用型指定認知症対応型通所介護事業所（以下、「共用型事業所」という。）の管理者は、共用型事業所の管理上支障がない場合は、本体施設又は本体事業所の職務と併せて、共用型事業所の他の職務に従事することを可能とする。

(イ) 運営規程（第75条関係）

イ(ア)に同じ。

キ 小規模多機能型居宅介護

(ア) 従業者の員数等（第84条関係）

事業所の介護職員が兼務可能な当該事業所に併設する施設等の種別を次のとおり改正する。

改正案	現 行
指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 <u>指定介護老人福祉施設</u> <u>介護老人保健施設</u> 指定介護療養型医療施設 介護医療院	指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 指定介護療養型医療施設 介護医療院

(イ) 心身の状況等の把握（第89条関係）

事業所が開催するサービス担当者会議について、イ(カ)に同じ。

(ウ) 運営規程（第102条関係）

イ(ア)に同じ。

(エ) 定員の遵守（第103条関係）

過疎地域等において、地域の実情により事業の効率的運営に必要であると

市が認めた場合に、一定の期間（※）に限り登録定員及び利用定員を超えてサービスの提供を行うことができることとする。

※ 市が登録定員の超過を認めた時から介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。また、介護保険事業計画の見直しごとに、市が将来のサービスの需要の見込みを踏まえ、代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り、次の介護保険事業計画期間の終期までの延長を可能とする。

ク 認知症対応型共同生活介護

(ア) 従業者の員数（第112条関係）

次のa、b及びcの規定を追加する。

a ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている夜間・深夜時間帯の職員体制について、ユニットの数が3である場合において、全ユニットが同一階に隣接しており、職員が円滑に利用者の状況把握を行い、速やかな対応が可能な構造で、安全対策が確保されていることを要件に、例外的に事業所ごとに夜勤2人以上の配置に緩和できることとする。

b 事業所が置くべき計画作成担当者の配置について、ユニットごとに1名以上の配置から、事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

c サテライト型指定認知症対応型共同生活介護（※）（以下、「サテライト型事業所」という。）においては、本体事業所との兼務等により、介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができることとする。

※ サテライト型事業所とは、本体事業所との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定認知症対応型共同生活介護をいう。

(イ) 管理者（第113条関係）

ユニットの管理上支障がない場合には、サテライト型事業所の管理者は、本体事業所の管理者を兼務できるものとする。

(ウ) 設備（第115条関係）

事業所が有するユニット数について、原則1又は2、地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3とされているところ、これを1以上3以下（サテライト型事業所にあつては、1又は2）とする。

(エ) 取扱方針（第119条関係）

次のa及びbの規定を追加する。

- a 事業所が開催する身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について、イ(カ)に同じ。
 - b 事業所は、定期的に外部評価を受けることとされていたところ、外部評価又は運営推進会議における評価のいずれかの評価を受ければよいこととする。
- (オ) 運営規程（第124条関係）
イ(ア)に同じ。
- (カ) 勤務体制の確保等（第125条関係）
次のa及びbの規定を追加する。
- a エ(イ)aに同じ。
 - b イ(イ)に同じ。

ケ 地域密着型特定施設入居者生活介護

- (ア) 取扱方針（第140条関係）
ク(エ)aに同じ。
- (イ) 運営規程（第147条関係）
イ(ア)に同じ。
- (ウ) 勤務体制の確保等（第148条関係）
次のa及びbの規定を追加する。
- a エ(イ)aに同じ。
 - b イ(イ)に同じ。

コ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- (ア) 従業者の員数（第153条関係）
次のa，b及びcの規定を追加する。
- a 事業所が置くべき栄養士の配置について、栄養士に代わって管理栄養士を置くことを可能とする。なお、他の社会福祉施設等との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができることとする。
 - b ユニット型でない指定地域密着型介護老人福祉施設とユニット型指定介護老人福祉施設又はユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設す

る場合において、入所者の処遇に支障がない場合、併設施設の介護・看護職員の兼務を可能とする。

- c サテライト型居住施設（※）において、本体施設が介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設である場合に、本体施設の生活相談員により当該サテライト型居住施設の入居者の処遇が適切に行われると認められるときは、生活相談員を置かないことを可能とする。

※ サテライト型居住施設とは、指定介護老人福祉施設等の本体施設との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。

- (イ) 取扱方針（第159条関係）

ク(エ) a に同じ。

- (ウ) 地域密着型施設サービス計画の作成（第160条関係）

キ(イ)に同じ。

- (エ) 栄養管理（第165条の2関係）

事業者に対し、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うことを義務付ける。

- (オ) 口腔衛生の管理（第165条の3関係）

事業者に対し、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うことを義務付ける。

- (カ) 運営規程（第170条関係）

イ(ア)に同じ。

- (キ) 勤務体制の確保等（第171条関係）

次の a 及び b の規定を追加する。

a エ(イ) a に同じ。

b イ(イ)に同じ。

- (ク) 衛生管理等（第173条関係）

次の a 及び b の規定を追加する。

a 事業所が開催すべき感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会について、テレビ電話装置等を活用して行うことができることとする。

- b 事業所が介護職員その他の従業者に対し行う定期的な措置について、「感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を追加する。
- (ケ) 事故発生の防止及び発生時の対応（第177条関係）
 - 次のa及びbの規定を追加する。
 - a 事故発生の防止のための委員会について、イ(カ)に同じ。
 - b 事業所は事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

サ ユニット型地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

- (ア) 設備（第182条関係）
 - a 1ユニットの定員を、「おおむね10人以下」から「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないもの」とする。
 - b ユニット型個室的多床室について、感染症やプライバシーに配慮し、個室化を進める観点から、新たに設置することを禁止する。
 - ※ ユニット型個室的多床室とは、ユニットに属さない居室を改修して作られた、入居者のプライバシーが十分に確保されている場合において天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えないとされた居室である。
- (イ) 取扱方針（第184条関係）
 - ク(エ)aに同じ。
- (ウ) 運営規程（第188条関係）
 - イ(ア)に同じ。
- (エ) 勤務体制の確保等（第189条関係）
 - 次のa及びbの規定を追加する。
 - a エ(イ)aに同じ。
 - b イ(イ)に同じ。

シ 電磁的記録等（第205条関係）

- (ア) 事業者における諸記録の作成・保存等について、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、電磁的記録による対応を可能とする。
- (イ) 利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、相手方の同意を得て、書面に代えて電磁的方法による対応を可能とする。

ス その他規定の整理

(2) 芦屋市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正

ア 総則

指定地域密着型介護予防サービスの事業の一般原則（第3条関係）

次の(ア)及び(イ)の規定を追加する。

- (ア) 利用者の人権の擁護，虐待の防止等の観点から，事業者に対し，必要な体制の整備を行うとともに，その従業者に対し，研修を実施する等の措置を講じることを義務付ける。
- (イ) 事業者は，各サービスの提供に当たり，介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し，適切かつ有効に行うよう努めなければならないこととする。

イ 介護予防認知症対応型通所介護

(ア) 管理者（第12条関係）

共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所（以下、「共用型介護予防事業所」という。）の管理者は，共用型介護予防事業所の管理上支障がない場合は，本体施設又は本体事業所の職務と併せて，共用型介護予防事業所の他の職務に従事することを可能とする。

(イ) 運営規程（第29条関係）

事業の運営について定めておかなければならない重要事項に「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する。

(ウ) 勤務体制の確保等（第30条関係）

次のa及びbの規定を追加する。

- a 認知症への対応力向上に向けた取組を推進する観点から，事業者に対し，介護に直接携わる職員のうち，医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に対して，認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるよう義務付ける。
- b 適切なサービスの提供を確保する観点から，事業者に対し，ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じることを義務付ける。

(エ) 業務継続計画の策定等（第30条の2関係）

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- a 業務継続計画の策定
- b 定期的な研修及び訓練
- c 定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更

(オ) 非常災害対策（第32条関係）

災害時を想定した避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(カ) 衛生管理等（第33条関係）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- a おおむね6月に1回以上、感染症の予防及びまん延の防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用を可能とする。）の開催及び結果の周知
- b 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- c 定期的な研修及び訓練

(キ) 掲示（第34条関係）

運営規程等の重要事項について、書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができることとする。

(ク) 虐待の防止（第39条の2関係）

虐待の発生又はその再発を防止する取組の徹底を求める観点から、事業者に対し、以下の取組を義務付ける。

- a 定期的な虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用を可能とする。）の開催及び結果の周知
- b 虐待の防止のための指針の整備
- c 定期的な研修
- d (a)～(c)を適切に実施するための担当者の選任

(ケ) 地域との連携等（第41条関係）

事業所が開催する運営推進会議（※）について、感染防止や多職種連携の促進の観点から、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話装置等を活用しての実施を認めることとする。

※ 運営推進会議とは、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又

は当該事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員，当該サービスについて知見を有する者等により構成される協議会をいう。

ウ 介護予防小規模多機能型居宅介護

(ア) 従業者の員数等（第46条関係）

事業所の介護職員が兼務可能な当該事業所に併設する施設等の種別を次のとおり改正する。

改正案	現 行
指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 指定介護老人福祉施設 介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設 介護医療院	指定認知症対応型共同生活介護事業所 指定地域密着型特定施設 指定地域密着型介護老人福祉施設 指定介護療養型医療施設 介護医療院

(イ) 心身の状況等の把握（第51条関係）

事業所が開催するサービス担当者会議について，イ(ケ)に同じ。

(ウ) 運営規程（第59条関係）

イ(イ)に同じ。

(エ) 定員の遵守（第60条関係）

過疎地域等において，地域の実情により事業の効率的運営に必要であると市が認めた場合に，一定の期間（※）に限り登録定員及び利用定員を超えてサービスの提供を行うことができることとする

※ 市が登録定員の超過を認めた時から介護保険事業計画期間終了までの最大3年間を基本とする。また，介護保険事業計画の見直しごとに，市が将来のサービスの需要の見込みを踏まえ，代替サービスを新規整備するよりも既存の事業所を活用した方が効率的であると認めた場合に限り，次の介護保険事業計画期間の終期までの延長を可能とする。

エ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(ア) 従業者の員数（第73条関係）

次の a， b 及び c の規定を追加する。

a ユニットごとに夜勤1人以上の配置とされている夜間・深夜時間帯の職員体制について，ユニットの数が3である場合において，全ユニットが同

一階に隣接しており，職員が円滑に利用者の状況把握を行い，速やかな対応が可能な構造で，安全対策が確保されていることを要件に，例外的に事業所ごとに夜勤2人以上の配置に緩和できることとする。

b 事業所が置くべき計画作成担当者の配置について，ユニットごとに1名以上の配置から，事業所ごとに1名以上の配置に緩和する。

c サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護（※）（以下，「サテライト型介護予防事業所」という。）においては，本体事業所との兼務等により，介護支援専門員ではない認知症介護実践者研修を修了した者を計画作成担当者として配置することができることとする。

※ サテライト型介護予防事業所とは，本体事業所との密接な連携を確保しつつ，本体施設とは別の場所で運営される指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。

(イ) 管理者（第74条関係）

ユニットの管理上支障がない場合には，サテライト型介護予防事業所の管理者は，本体事業所の管理者を兼務できるものとする。

(ウ) 設備（第76条関係）

事業所が有するユニット数について，原則1又は2，地域の実情により事業所の効率的運営に必要と認められる場合は3とされているところ，これを1以上3以下（サテライト型介護予防事業所にあつては，1又は2）とする。

(エ) 身体的拘束等の禁止（第80条関係）

事業所が開催する身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会について，イ(ケ)に同じ。

(オ) 運営規程（第82条関係）

イ(イ)に同じ。

(カ) 勤務体制の確保等（第83条関係）

次のa及びbの規定を追加する。

a イ(ウ)aに同じ。

b イ(ウ)bに同じ。

(キ) 取扱方針（第89条関係）

事業所は，定期的に外部評価を受けることとされていたところ，外部評価又は運営推進会議における評価のいずれかの評価を受ければよいこととする。

オ 電磁的記録等（第93条関係）

- (ア) 事業者における諸記録の作成・保存等について、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、電磁的記録による対応を可能とする。
- (イ) 利用者等への説明・同意等のうち、書面で行うことが規定又は想定されているものについて、相手方の同意を得て、書面に代えて電磁的方法による対応を可能とする。

カ その他規定の整理

3 施行期日等

- (1) 令和3年4月1日

- (2) 虐待の防止に係る経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、2(1)ア(ア)及び2(1)イ(キ)並びに2(2)ア(ア)及び2(2)イ(ク)の規定の適用については、努力義務とする。

- (3) 業務継続計画の策定等に係る経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、2(1)イ(ウ)及び2(2)イ(エ)の規定の適用については、努力義務とする。

- (4) 感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、2(1)イ(エ)及び2(1)エ(エ)並びに2(2)イ(カ)の規定の適用については、努力義務とする。

- (5) 認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、2(1)エ(イ) a、2(1)ク(カ) a、2(1)ケ(ウ) a、2(1)コ(キ) a 及び2(1)サ(エ) a 並びに2(2)イ(ウ) a 及び2(2)エ(カ) a の規定の適用については、努力義務とする。

- (6) ユニットの定員に係る経過措置

a この条例の施行の日以降、当分の間、入所定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、改正後の芦屋市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の規定による基準を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

b この条例の施行の際現に存する建物の居室等であつて、改正前の芦屋市指定

地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の規定の要件を満たしている居室等については，なお従前の例による。

(7) 栄養管理に係る経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間，2(1)コ(エ)の規定の適用については，努力義務とする。

(8) 口腔衛生の管理に係る経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間，2(1)コ(オ)の規定の適用については，努力義務とする。

(9) 事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置

この条例の施行の日から起算して6月を経過する日までの間，2(1)コ(カ)の規定の適用については，努力義務とする。

(10) 介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置

この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間，2(1)コ(ク) bの規定にかかわらず，指定地域密着型介護老人福祉施設は，その従業者又は職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに，感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

各サービスの改正項目一覧

サービス	定期巡回・ 随時対応型 訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	地域密着型 通所介護, 療養通所介護	(介護予防) 認知症対応型 通所介護	(介護予防) 小規模多機能 型居宅介護	(介護予防) 認知症対応型 共同生活介護	地域密着型 特定施設入居 者生活介護	地域密着型 介護老人福祉 施設入所者生 活介護	看護小規模 多機能型 居宅介護
改正項目	<p>【全サービス共通】 ①感染症対策の強化 ②業務継続に向けた取組の強化 ③ハラスメント対策の強化 ④会議や多職種連携における ICT の活用 ⑤利用者への説明・同意等に係る見直し ⑥記録の保存等に係る見直し ⑦運営規程等の掲示に係る見直し ⑧高齢者虐待防止の推進 ⑨介護保険等関連情報の適切かつ有効な活用</p>								
		オペレーター の配置基準等 の緩和	地域と連携し た災害への対 応の強化	管理者の配置 基準の緩和	人員配置基準 の見直し	地域の特性に 応じたサービ ス提供の確保	地域と連携し た災害への対 応の強化	人員配置基準 の見直し	過疎地域等に おけるサービ ス提供の確保
		集合住宅等 における適正な サービス提供 の確保		地域と連携し た災害への対 応の強化	過疎地域等に おけるサービ ス提供の確保	夜勤職員体制 の見直し		口腔衛生管理 の強化・栄養 管理の充実	
						外部評価に係 る運営推進会 議の活用		ユニット型施 設の設備・勤 務体制の見直 し	
				認知症介護基礎研修の受講の義務付け					